

### 第三者評価結果

事業所名：エンゼルベア青葉台保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は、児童福祉法、保育指針の趣旨を捉え、園の保育理念、保育方針、保育目標をもとに、養護と教育に分け各年齢ごとの目標が示されています。併せて、保育の基本原則、役割目標、保育方法、環境、保育所の社会的責任、養護に関する基本的事項、保育計画と評価、幼児教育を行う施設として共有すべき事項について示されています。作成にあたっては法人の系列園で作成されたものをベースに、園長、主任が中心になり、子どもの心身の発達、家庭の状況、保育時間の傾向、地域の実態を考慮して作られ、その後職員会議で確認しています。全体的な計画は年間、月案の指導計画の実施状況をもとに年度末に見直しを行っています。見直しした内容を次年度の作成に生かし、保育の質の向上に努めていく事が期待されます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育室内には温湿度計、空気清浄機、扇風機、加湿器を設置しています。湿度が保てるよう濡れたタオルを吊るすなどの工夫もし、窓を少し開けて換気を行うなど適切に環境を整えています。乳児クラスは床暖房を設置しています。子どもや職員が触った場所や玩具は1日数回消毒し、感染予防を行っています。午睡用蒲団のシーツ、毛布は個別収納して週末に持ち帰り、布団マットは使用後すぐに消毒を行っています。子どもが心地よく過ごせるように月齢や時期に応じて保育室内の机や玩具置き場の位置を変え、クラス内環境の工夫をしています。段ボールで作った手作り衝立は着替えや落ち着ける場所、乳児の睡眠が十分取れるようなコーナーとして活用しています。手洗い場やトイレは掃除も行き届き、年齢に合わせた便器や手作り足置き場もあり、発達に合わせて使用しています。子どもたちの成長や動きに合わせて心地よく過ごせる環境作りをしています。今後も清潔で整理された空間を保つことを期待します。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一人ひとりの子どもの発達過程や家庭環境も踏まえ、個人差を十分配慮して接しています。又、安心して自分の気持ちを言葉に出来るよう、気持ちを受け止め、声のトーンや表情に配慮しています。乳児や自分の気持ちを表現する力が十分でない子どもについては個別に対応できるよう、落ち着ける空間や時間を設けています。個別対応や生活の切り替え時は、子どもに分かりやすい言葉遣いで穏やかに声かけをするようにしています。職員同士で声をかけ合い、子どもの状態に応じた保育を行っています。日々の子どもの様子はミーティングや職員ノートを通して共有しています。職員一丸となり、一人ひとりを受容した保育を行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本的な生活習慣は子どもの発達状態や個人差に合わせて進めていく事を一番大切にしています。子どもが自分でやろうとする気持ちが芽生えてくる時期を待ち、援助のタイミングを図り、個々にあったペースで習得できるよう声かけをしています。一人で出来た時は職員も一緒に喜び、子どもの意欲につながるようにしています。挨拶、人との接し方、食事の仕方、着脱、トイレトレーニング、靴はき、手洗い等の様々な場面で職員が見本になっています。手洗いの場面では手の洗い方の掲示や、歌を歌いながらの伝え遊び感覚でやり方を伝える工夫もしています。生活習慣を身に付けていくには保護者との連携が不可欠で、送迎時や連絡帳のやり取りを大切にしています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 保育室内のブロックやままごと等の玩具は子ども自らが取り出して遊べるように収納されています。現在、感染防止対策として消毒や洗える玩具を中心に、コーナー別に遊べる環境を整えています。天気良ければ毎日近隣の公園に出かけ、戸外で自ら楽しんで遊べるよう援助しています。園外に出る際には、交通ルール、社会のルール、地域の人との挨拶等で社会体験も得られるようにしています。しっぽ取り、鬼ごっこ、ドッジボール、探検ごっこ等全身を使う集団遊びやルールのある遊びを年齢に応じて行っています。乳児組も手作り凧あげ、しゃぼん玉追いかけごっこ等で楽しめる遊びを行っています。幼児組は活動によって縦割り保育、クラス別保育をしています。お店屋さんごっこや成長を祝うお楽しみ会では子ども同士で協力して主体的に遊べるように配慮しています。環境を整え、生活や遊びを通して子どもが主体的に活動出来る豊かな保育を行っています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 0歳児保育では誕生月によって一人ひとりの発達が違うので発達の様子に配慮した保育を行っています。音が鳴る玩具、転がす玩具、歯がための玩具、絵本等、興味や関心が持てるように、発達段階に応じた玩具を用意しています。子どもが安心して過ごすために、なるべく同じ職員が関わり、愛着関係(アタッチメント)が持てるように配慮しています。年度途中で担当を入れ替える等発達に合わせ工夫した接し方を行っています。1対1で体に触れあう事を大事にしており、触れ合い遊び、わらべ歌遊びや言葉の繰り返しを楽しむ絵本等子どもと関わることを大切にしています。保護者とは送迎時や連絡帳のやり取りで連携を密に行っています。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもが自分でしようとする気持ちや自我が育つ時期のため、自己主張する姿を温かく肯定的に受け止めて関わるようにしています。まだ自分の思いを言葉にするのが十分ではなく、手が出てしまう場面もありますが、見守りながらそれぞれの子ども話を聞き、気持ちを代弁するようにして友だちとの関わりが持てるようにしています。探索活動も盛んな時期なので、三角マットの登り下り、乳児用平均台、階段や廊下、幼児の保育室を借りて遊ぶ等身体を使って自発的な活動が出来るようにしています。特に階段の昇り降りは2階の保育室への進級に備え、期待が持てるように声かけしています。又、保護者とは送迎時や連絡ノートでのやり取りで連携を図っています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 幼児組は縦割り保育となっていますが、活動内容によってクラス別保育を行っています。3歳児はブロック、ままごと遊び、鬼ごっこや外遊びが大好きで、4歳児は5歳児の遊びに刺激を受け、転がしドッジボールや大波小波の縄跳び遊びが人気です。5歳児はドッジボールや縄跳びが盛んで、友だち同士でルールを決め協力して遊ぶ姿があります。どの年齢も子どもが自己発揮できるように見守り、成功体験ができるように援助や配慮をしています。特色としては、専任講師による体操、英語、音楽(感染予防のため現在は打楽器のみ)、知育遊びや地域のお話会のメンバーによるアイデアを生かした楽しみ会等があります。特に、生活の実体験から量や高さ、重さ等を知る知育遊びを楽しんでいます。専任講師が来る時や制作ワーク遊び時等はクラス別保育を行っています。3学年合同の縦割り保育では散歩をはじめ全体での遊びや行事を通して遊んでいます。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 園内にエレベーターの設置もあり、車いすでの移動も可能な構造になっています。障害のある子どもは状況に応じた個別指導計画、個人日誌があり、個別指導計画はクラスの指導計画と連動しています。クラスの活動時は子どもの状態に合わせ、衝立やクラス内で落ち着けるスペースを作り、クールダウンする時間も作っています。ミーティングや会議で子どもの様子を全職員に周知して子どもの状況を確認し、保護者とも必要に応じて年2~3回面談を行い連携をとっています。地域療育センターの巡回相談で相談や助言を受けています。障害のある子どもの保育について外部研修や園内で対応方法についての研修を行っています。今後も、障害のある子どもが安心して園での生活が出来るように保育の内容や方法に配慮していく事が望まれます。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 朝夕の延長保育はできるだけゆったりと穏やかに過ごせるように配慮しています。異年齢児の合同保育となっておりますが、コーナー遊びを中心にブロック、お絵描き、手作り玩具等、子どものリクエストをもとに好きな玩具で遊べるようにしています。さらに長時間になる場合は在園時間や生活リズムに配慮し、夕食とおやつ（おにぎり、麦茶）を提供しています。現在夕食提供の申請はいたしません。降園時に子どもの様子やその他のお知らせ等は保護者に連絡漏れのないよう、遅番の職員に引き継ぎを行っています。職員間の引き継ぎがスムーズに行くように表にまとめて確認できるように工夫をしています。現在は感染予防の観点から入口が送迎場所となっております。その為送迎時の保護者とのやり取りで担任以外の職員が対応する事が多く、保護者との連携が十分に取れるような工夫が期待されます。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 5歳児の年間計画の中に就学に向けての活動内容が記載されており、午睡時間や文字への興味、小学校での生活や給食の話等の活動を進めています。又、アプローチカリキュラム（横浜市独自の接続期カリキュラム）があり、就学に向けて学校と結びついた取組も行っています。保護者が小学校での子どもの生活に見通しが持てるように、卒園前に個人面談を行っています。近隣の小学校との交流も積極的に行っていましたが、現在感染予防の為、交流は中止となっております。青葉区を分割して幼保小連絡会議を年2～3回行い職員間の情報交換を行っています。保育所児童保育要録は担任が中心になって作成し、園長、主任が確認をして学校に提出しています。子どもの状況によって電話で学校とやり取りすることもあります。コロナ禍においても感染予防対策をしながら、学校との連携を取るため交流方法の工夫が望まれます。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの健康管理に関しては「健康管理マニュアル」があり、それにもとづいて健康状況を把握しています。日々の様子は個別チェック表があり、それに記入することで全職員が共有し、体調不良時は特に注意しています。子どもの体調が悪化した時や受診が必要なケガが発生した場合は保護者に連絡を入れています。入園時は保護者から既往症や予防接種の状況、その他子どもの健康に関する情報を得ています。保護者に対して健康に関する情報提供をメール配信や掲示で行っています。乳幼児突然死症候群予防のため、入眠時は仰向けで寝るように働きかけ、午睡センサー（ルクミー）を活用して触診も含め、0歳児は5分おき、1歳児は10分おき、2歳児は触診で10分毎に確認記録しています。保護者に対して入園時の重要事項説明書の中で乳幼児突然死症候群についての情報提供を行っています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 健康診断、歯科健診は年2回（全園児）、尿検査は年1回（幼児組）、視聴覚検査年1回（3歳児）行っています。健診結果はその日のうちに保護者に伝えており、受診が必要な場合は個別に保護者に伝え、受診を促しています。毎月行う身体測定の結果も同様に伝えています。これらの結果は健康記録に記録、職員で共有しています。特に身体測定の結果はカーブ指数（発達曲線）に反映させ、発達状態を職員で共有し、健康診断時にも生かしています。健康診断や歯科健診等が保育に生かされるよう、健診前後には絵本や紙芝居、職員の話や歯磨き集会を虫歯予防デーに行っています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; アレルギー児の受け入れを入園時の重要事項の説明の折に全保護者に伝えており、アレルギー疾患のある子どもには「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」にもとづき対応しています。保護者に医師からの“保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表”を提出してもらい、園長、担任と面接を行って除去食品を確認し、対応しています。開始後は毎月の献立表に除去食品のチェックを保護者が行い、園長に提出しています。誤食防止の為、前日の確認、受け取り時、食事提供時の3回確認を行っています。提供時はトレイに専用食器にラップをかけ、児童名を記入し、視覚的にも間違えないように配慮しています。園では卵アレルギー対応を常に意識しており、卵を一斉使用していません。慢性疾患は医師の指示書のもとに対応しています。職員は研修に参加して必要な知識や情報を得てアレルギーや慢性疾患の対応に生かしています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>食事を楽しみ豊かな経験が出来るように、全体的な計画の「食育の推進」や「年間食育計画表」をもとに色々な取り組みを行っています。現在はコロナ感染防止の為、幼児組は2グループに分けて少人数にし、衝立も活用して黙食しており、机の購入も行いました。乳児も子ども同士が向かい合わないよう工夫をしています。強化磁気食器を使い、スプーン、箸は自宅から持参しています。個々の食事ペースや量、好き嫌い等も違うので、量の加減や食べられるものが少しでも多くなるように、また、子どもが楽しく、落ち着いて食事が出来るように配慮しています。乳児はホットケーキ焼きを見たり、2歳～5歳児は野菜切り、パンの成形、餃子包み等のクッキング保育を行い、食への関心を高める工夫をしています。野菜納品の地元農家から手作り新聞が届き、活発な食育活動に繋がっています。献立表、展示食（写真）、レシピ紹介も含めた給食だより等を発行しています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>食事量、好き嫌いの傾向、残食量を給食日誌に記録し、給食会議を通じて献立の工夫に繋がっています。おせち、節分、ひな祭り等の行事食や季節の野菜を取り入れています。丸ごとのスイカを見せたり、和食の日を設け、地産地消の給食作りなどを行なっています。子どもがおいしく安心して給食を食べられるように献立を工夫して、食事への関心や意欲が高まるようにしています。検食、保存食、残食を含め記録に残しています。安全な給食提供については「調理室衛生管理マニュアル」に沿って加熱温度、手洗い、消毒、清掃等の衛生記録を取るなど衛生管理体制が出来ています。給食は外部委託業者ですが、調理員から栄養の話、クッキングの話聞く機会に子ども達との触れ合いがあります。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園と保護者は毎日の連絡帳や送迎時のコミュニケーションで子どもの様子を伝え合い、日常的な情報交換を行っています。必要な家庭には、個別に別途時間と場所を設け、落ち着いて話せるようにし、相談記録を残しています。保育の意図や保育内容については連絡帳や園だより、懇談会で伝え、保護者の理解を得るようにしています。連絡帳や送迎時のコミュニケーション、行事など様々な機会をとらえ、保護者と子どもの成長を共有できるように支援しています。家庭と連携しながら、園での子どもの生活を充実させるようにしています。しかし、コロナ禍において、保護者はもっと子どもの様子を知りたがっているようです。今後、さらに保護者との情報交換に力を入れ、連携していくことが期待されます。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>連絡帳や送迎時のコミュニケーションで保護者との信頼関係を築くようにしていますが、十分ではありません。保護者が安心して子育てできるように、保護者に対する支援は園の重要な役割と考えています。常日頃から、「何かあればいつでも相談してください」と保護者へ伝え、相談体制を整えています。相談を受けた保育士等が適切に対応できるように、園長や主任、他の保育士等の助言が受けられる体制となっています。一人ひとりの保護者の状況に応じた支援が必要と思っており、相談内容によっては園長が対応しています。個々の保護者の思いや意向、要望、不安や悩みなどに対して保育士等の知識・技術など園の専門性をもって行っています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めています。登園したら、子どもの状態についてチェック表を使い、目視で確認し、早期発見に努めています。虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合には、職員間で子どもとその家庭の様子を把握し、必要に応じて保健師や関連する外部機関と連携を図っています。マニュアルや行政からの通達、情報をミーティングや園内研修で共有・周知し、職員の意識づけに努めています。虐待等権利侵害の予防策として、園内に虐待等権利侵害の防止ポスターを掲示しています。</p>	

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt; 保育士は月案、週案、日誌では、指導計画のねらいと内容、環境構成、保育士の援助が適切であったかなどその都度全体を振り返り、評価しています。年間指導計画においては、年に1回保育の過程の全体を振り返り、評価を行っています。定期的に保育士各自が振り返りを行うと共に、改善が必要な課題はミーティングを通して全体で話し合うことで一人では気づけなかった保育の良さや課題の確認等、学ぶ機会を設け、保育の質の向上に務めています。それらを「職員ノート」で周知し職員全体で共有しています。保育士は自らの保育実践を振り返り自己評価することを通してその専門性の向上や改善に務めています。保育士の自己評価を園全体の自己評価に繋げて、保育の質の向上に取り組んでいます。</p>	